

2020年10月15日

お客さま各位

株式会社百十四銀行

## 普通預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当行は、別途ご案内しました未利用口座管理手数料の導入にあたり、普通預金規定および普通預金規定（照合表口）を改定いたします。本規定は、改定後の2020年11月1日以降新規に普通預金を開設されたお客さまから適用となります。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 改定日

2020年11月1日

### 2. 普通預金規定の改定

普通預金規定について、以下の条項を新設します。

#### (1) 普通預金規定

##### 18.未利用口座管理手数料

- (1)当行が定める一定期間に預入れおよび払戻しがない口座（以下、「未利用口座」といいます。ただし、2020年11月1日以降に開設された口座に限ります。）については、当行が定める口座管理手数料（以下、「未利用口座管理手数料」といいます。）をいただきます。具体的には、利息決算以外の預入れまたは未利用口座管理手数料以外の払戻しがない口座について、未利用口座管理手数料をいただきます。
- (2)未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落します。
- (3)預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知を行わないことがあります。
- (4)当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については返還しないものとします。

#### (2) 普通預金規定（照合表口）

##### 19.未利用口座管理手数料

- (1)当行が定める一定期間に預入れおよび払戻しがない口座（以下、「未利用口座」といいます。ただし、2020年11月1日以降に開設された口座に限ります。）については、当行が定める口座管理手数料（以下、「未利用口座管理手数料」といいます。）をいただきます。具体的には、利息決算以外の預入れまたは未利用口座管理手数料以外の払戻しがない口座について、未利用口座管理手数料をいただきます。
- (2)未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落します。
- (3)預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知を行わないことがあります。
- (4)当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については返還しないものとします。

以上